

第5回大和高田市法令遵守推進条例（仮称）策定市民会議 会議録

日 時	平成23年8月8日（月） 午前10時30分～午後12時30分
開 催 場 所	大和高田市役所4階 合同委員会室
出 席 者	出席 赤宗桂一委員、片桐直人委員、杵田定美委員、多田剛委員、宗田大輔委員、横山則夫委員、志野仁秀委員、村上裕委員、羽根康英委員 欠席 なし 傍聴人 なし 事務局 澤井宏実、芳賀和恵、吉井護、米田和章、石田寛（欠席）
片桐会長	<p>皆さま、おはようございます。それでは、第5回大和高田市法令遵守推進条例（仮称）策定市民会議を始めさせていただきます。前回の会議で、いくつか訂正又は修正をお願いしていたと思いますが、そちらの方を、事務局から説明をよろしく願います。</p>
事務局（米田）	<p>はい。まず、配布資料の確認をさせていただきます。前回会議で定義の部分から大きく変更がありましたので、今までの変更点をまとめたものとして、条例素案から変更した内容が分かるものとして新旧対照表をお配りさせていただいております。修正内容については、この新旧対照表で確認していただければと思います。</p> <p>それと、特定要求行為対策の流れが大きく変わっておりますので、条例素案の概要の29ページからの差替え分として資料をお配りさせていただいております。</p> <p>それでは、議題1の条例素案（第9条）の確認についてですが、前回会議において、持ち越しとなりました第9条第2項の「特段の理由がない限り」を入れる、入れないについて、事務局としては、残す案で提案させていただきたいと思います。理由としては、通報した後に受けた不利益な取扱いは、当該通報をしたことを理由としてなされたものと推定しますが、やはり、職員自身が不正な行為を行った結果、不利益となる身分上、勤務条件上の行政処分が行われることも考えられるため、「特段の理由がない限り」を残す案とさせていただきました。</p> <p>この文言を除いても「推定する」ですので問題はありますが、とりあえず全て「通報をしたことを理由としてなされたもの」と推定するのもおかしいと思い、やはり「特段の理由がある」場合はそうではないということを、除外される場合があることを示す方がよいと考えました。</p> <p>第9条第2項の「特段の理由がない限り」を入れる、入れないについての審議をお願いします。</p>
片桐会長	<p>前回の会議で第2条第5号第6号第7号を議論した結果、新旧対照表の該当箇所反映されているような形になっているかと思えます。第5号の公益通報の定義についても、前回の議論を反映された訂正になっているかと思えます。ここで皆さんにこれでよいか、ご意見を聞いてみたいと思います。これでよろしいでしょうか。ないようですので、第5号はこれでいきたいと思えます。第6号ですけど、特定要</p>

	<p>求行為の要求の中身の規定をあげておいて、その中で、手段としてひどいものを第7号で不当要求行為に指定しています。特に第7号の指定の方が最初の議論よりも少し広くして、いろいろと行動類型をあげておられます。私は、これですっきりしたと思うのですがいかがですか。</p> <p>ご意見がないようですので、前回までの修正箇所はこれで確定ということできたいと思います。それでは先程事務局からご説明ありました第9条第2項に移らせていただきたいと思います。</p>
事務局（米田）	概要の24ページを見てください。
片桐会長	これをこのままいじらないで置いておくということでしょうか。
事務局（米田）	事務局としては、前回の会議で、「特段の理由がない限り」を除いても問題ないのではないかというご指摘を受けたのですが、やはり残す案として再度ご提案させていただきたいと思います。
片桐会長	前回の会議では、特段の理由の「特段」がどんなものか思いつかないので、なくても構わないし、さらに推定されるだけなので、推定を覆す場合がありえるはずなので、無譲歩案があるだろうということだったと思うのですが、事務局としてはなくても同じかもしれないし、あった方が、むしろ分かりやすいのではないかということですよ。
事務局（米田）	はいそうです。
秋田委員	他の理由で処分されたのを通報が理由だと本人がそう思って、不利益な取扱いを受けたと推定したとき、それは違いますよという意味で、この文言はあった方がいいのかなと思います。ただ、特段の理由は少し誤解を招くかと思います。その他、別の理由がない限りとかの方が分かりやすいと思います。
片桐会長	ちょっとよく分からないんですけど、この仕組みは、通報者本人から不利益取扱いを受けていますと申立てがあれば、その時点でとりあえずそれが本当に正しいのかと調べ終わるまでは、人事上の処分は一旦止まるということなのですか。
事務局（米田）	いえ、止まることはありません。
片桐会長	それは当該通報が理由としてなされたものと推定されているわけですから、ただちに人事上の処分は止まるんじゃないですか。止まらないとおかしくないですか。
事務局（米田）	辞令が出た時点で、その処分は決定事項になっていますから、審査会によってそれは不利益な扱いだと認められるまでは、止まらないと思います。

片桐会長	そうであれば、推定規定の意味はあるんですか。
事務局（米田）	通報した後の不利益な扱いは、特段の理由がなく申立てがあった場合は通報によって不利益な取り扱いを受けたと推定して全て審査をしてもらうことになります。審査会の審議で不利益な扱いと認められたら、辞令の変更をすることになります。審査が入ってそれを立証する責任は任命権者側にあります。
片桐会長	審査会の結論がでるまでは、人事上の処分はずっと効力があるのですね。
事務局（米田）	辞令が出てしまえば、効力が続きます。審査会も市長に対して是正勧告はできませんが、強制力はありません。
赤宗副会長	審査会に申し出があったとき、推定規定が効いているので、任命権者側がなんの立証もできなければ、そのとおりとして、後で処分を取り消さなければならない。任命権者側が一生懸命資料を揃えて説明しても、立証できなければ、推定規定が効いているので処分を覆される危惧があります。手続上は進んでいきますよね。執行停止の申立てをするしかないかと。
片桐会長	通報した後に不利益な扱いがあったと申し立てても基本的には辞令のとおりには動いていかなければならない。職員の立場から見て皆さんどうですか。
志野委員	だいたい今迄の流れで、処分の辞令が出た時点で決定事項ですので、不服があれば申立てた後の結論によって、処分の見直しがなされます。ですので事務局の説明のとおりのお答えになります。
片桐会長	それ以降というのは、通報以降ということですよ。
事務局（米田）	そうです。通報前の不利益な取扱いは論外ですし、当然通報以降になります。
片桐会長	申立て以後という趣旨ではないのですか。
事務局（米田）	いえ違います。
片桐会長	この「それ」というのはそう素直に読めますかね。
事務局（米田）	通報以後と読めると思うんですが。
片桐会長	申立て以後と読めると思うのですがねえ。

事務局（米田）	そうであれば、それ以後を通報後に変えても問題ないと思います。
赤宗副会長	私も申立て後と読めます。
杵田委員	直前に申立てと書いているので、申立て以後としか読めないですよ。
片桐会長	この表現は直された方がいいと思いますが。
事務局（米田）	通報後に変えます。
片桐会長	それ以後の文言を通報後に変えましょう。
事務局（米田）	分かりました。
片桐会長	それでは、いくつか出てきましたが、特段の理由がない限り立証責任は市側にあつて、市側が立証出来なければ、審査会としては、これは通報による不利益扱いだったという結論を出す。原則としてこういう進め方で行くんだけれども、例外があるということを示すために、特段の理由がない限りというのを入れている。杵田さんが先ほど言われたのは、特段の理由という言い方をせずにもう少し分かりやすい言い方をされたらどうかという指摘なんですけど、ただ、事務局としては、そういう事態が一体何なのか、想像がつかないということですか。
事務局（米田）	いえ、そういうことではなくて、職員が不正なことを行ったことにより行政処分を受ける可能性もありますので、そういったものまで通報によると推定されない方がよいと思いますので、特段の理由がない限りという文言を加えたのです。
赤宗副会長	特段の理由があれば推定をされないわけですか。特段の理由があれば、推定さえもしないのですか。
事務局（米田）	そういうことではなくて、逆に特段の理由がない限りは推定するになっていますので、特段の理由がある場合は推定されないとはならないと思います。
赤宗副会長	特段の理由がない限りを入れてしまうと、特段の理由があれば、推定をしないというのが論理ですよ。
事務局（米田）	特段の理由を外した方がいいということですね。
赤宗副会長	外さないと特段の理由があるから推定はされないケースである、との主張を、市側からされるおそれがあります。

片桐会長	<p>特段の理由があると事務局としてはどのように考えてますか。例えば特段の理由がないと一応不利益に扱われているはずだという目でまずは推定するので、市側の方から、いやこれはこの職員は通報したからではなくて、他で着服をしているというのを立証してくださいと審査会から求められると思います。これが特段の理由があるんだということになると、職員の側でいやこれとは別の事柄で不利益な取扱いを受けているんだと立証することになると思うんですね。それとも特段の理由があるんだからそもそもこの処分は不利益な取扱いではなかったんだというふうに考えているのですか。特段の理由がある場合というのは、審査会でこれは特段の理由があるねと認定するのですか。</p>
事務局（米田）	<p>審査会に申立てがあった後の話ですね。特段の理由があると認められるのでこれは不利益な扱いではないですよと審査会が判断すれば不利益な取扱いではなくなります。</p>
片桐会長	<p>その場合、市側は何らかの立証は要らないのですか。むしろそれが不利益取扱いなんだというためには、職員の方で立証しなければならないのですか。</p>
事務局（米田）	<p>不利益な取扱いの立証責任は、任命権者側にあると想定しています。むしろこの文言を除くことによって、そんなことまで不利益な取扱いと推定してしまうことは問題があるのかなと思います。</p>
片桐会長	<p>推定されなかったらどうなるのですか。特段の理由がない限りという文言がなければ、そういう場合であっても市側が立証する責任があるのですか。</p>
事務局（米田）	<p>あります。</p>
片桐会長	<p>そうであるならば、特段の理由という文言があろうがなかろうが結局のところ同じことではないですか。</p>
事務局（米田）	<p>そういう理由であるならば、特段の理由を除いても全く問題ないと思います。</p>
片桐会長	<p>特段の理由がある場合には、どうなるのですか。この書き方だと推定が排除されていて職員の側に立証責任があると読めるんですね。なので赤宗先生の指摘は、特段の理由がない限りというのは、むしろ積極的にない方がいいというのがご意見だと思います。</p>
事務局（米田）	<p>とりあえずは、推定するということですか。</p>
事務局（澤井）	<p>審査会でももちろん審査していただくんですけども、この第9条第2項については、不利益を受けた人が、申立てをすることができるということが書いてあります。その</p>

	<p>申立てをする場合には推定する。不利益な処分については、通報したことによって、なされた処分と推定するということなので、職員が申立てをする時点での事象を書いてあります。</p>
片桐会長	<p>それは第9条第1項の話ですよ。特段の理由がない限り不利益な取扱いとしてはならないと書いてあって、第2項の誰がどう立証するかの話とは違いますよね。</p>
赤宗副会長	<p>仮に私が通報して不利益な扱いを受けて申立てをしたとき、私が黙っていれば、市側の方で、通報をしたことによって降格したわけではない、と説明（証明）いただけたらと思うんですけど。これが特段の理由が入ると、市側で、特段の理由があります、と立証するのか（通報者の方で特段の理由がないと立証するのか）、両方の可能性が出てきます。特段の理由で先例を作るのはあまり意味がないと思うので、市側で立証できなければ、推定規定が効いているので通報による不利益な処分とする、でいいのではないですかね。つまり、本体のちゃんとした処分があるのかないのかわかり、審査すればいいのですから。</p>
片桐会長	<p>不利益取扱いと認められないというのがあって、何が不利益取扱いかの規定は第2項ではなくて第1項であろうと思います。ここで議論になっているのは、誰がどう立証していくんだということだと思います。特段の理由のあるなしというのは誰が判定するんだという問題と、あった場合それを誰が証明するんだという問題があるんだと思います。そこをどう事務局としては考えているんだというのを皆さん聞いているんだと思います。</p>
事務局（米田）	<p>それであれば除く方がいいと思います。</p>
片桐会長	<p>そこは基本的には市側が証明するには変わりがないんですよ。</p>
事務局（米田）	<p>そこは市側です。</p>
赤宗副会長	<p>特段の理由があるかないかとの漠然とした規範では、立証責任を転換するのも難しいですし、それを判断する方も大変なので、もう少し明確にできないですかね。</p>
片桐会長	<p>もちろん審査会は、市側はこういう立証を出してきていますが職員さんはこれについて反論ありますかと聞きますので職員さんは多分反論されます。ですから大きな構造としては特段の理由のあるなしではそうそうは変わらないと思うんです。もちろん通報したことを理由として行われる不利益取扱い以外の不利益取扱いというのはあるんだと思います。通報した後で違法行為が発覚してそれによって不利益取扱いが行われているという場合はあるんだと思います。でもそれは第9条第1項の定義からしてその不利益取扱いはここでいう不利益取扱いではないんですよ。通報を理由とする不利益取扱いではないということです。</p>

事務局（米田）	第2項までこないということですか。
片桐会長	第2項の誰がどう証明しますかという話とは別に、そういうものではないという証明がなされればここでいう不利益取扱いではなくなる、つまり正当な不利益取扱いだということか、正当な職務だったというのが分かるというだけの話ですよ。
事務局（米田）	それであるならば、外して立証責任は全て市側にあるとした方が、すっきりしますね。
片桐会長	明らかに職員が悪いことをしていたのに、申立てがあれば、いちいち市側が資料も揃えて立証すべきなのかという疑問もあります。
事務局（米田）	それならば、やはり入れておいた方がいいですか。
赤宗副会長	立証責任を本当に転換してもいいのかというのがありますね。
事務局（米田）	現在の条文で転換すると読めるのかどうか判断が付きませんが。
赤宗副会長	立証責任を転換できる規定というのは、他にもありますか。
片桐会長	この規定だと、特段の理由がない限りは、どう考えても推定するに掛かりますからね。
事務局（米田）	そうですね。
片桐会長	なので、推定しない、特段の理由があればどうなるかということ、赤宗先生が先ほどからおっしゃってますように推定しないことになるんですよ。
事務局（米田）	推定しないですか。
片桐会長	そう、推定しないことの意味はなんですか。推定しないということはどういうことになるんですかとお聞きしているんですよ。
秋田委員	推定するの主語は誰なんですか。
片桐会長	それは、その行為を審査する人ですよ。
赤宗副会長	ぐちゃぐちゃになってしまっただけで立証できなかつたら、という心配もあって、外してしまったら市にとって結構きつい条文になりますよね。なんかよく分からんなど

	<p>ということになれば、市側が立証できなかったことになるので。推定規定が効いているのでね。</p>
事務局（米田）	<p>外した場合に、ぐちゃぐちゃになったときは、全て通報による不利益な扱いに推定するになるという危惧ですよ。</p>
片桐会長	<p>ただ、推定するというのは、不利益扱いだと決めるということではないですから。推定するので、市側で合理的な説明をしてください。でも合理的な説明ができなければ、それはもちろん不利益な扱いになりますよというのが原則です。でもある一定の場合には、その原則が外れますとこの規定はなっています。そして外れるというのはどういう意味かという、この規定を読めば、市側が証明してくださいとはならない。むしろ市の職員さんの方で、証明してくださいという話になるんだろうと思います。</p>
宗田委員	<p>今の議論を聞いていて、一般の人はほとんど分からないと思います。それで第2項のこの場合において以下推定するという文がある理由は、公益通報した人を保護しますよというメッセージが含まれているからだと思うんですよ。そうであるならば推定規定に拘らないで、この場合において以下削除した上で、さらに公益通報した人を保護するような条文を入れたらいいと思います。例えば、この場合においてから推定するまでを削除した上で、3項で「市長等は、通報者を保護するために通報者を特定されるおそれがある情報は公開してはならないのはもちろん公益通報者の保護に最大限配慮をしなければならない」と変えたり、それから第9条第1項で市長及び他の任命権者となっていますが、ここを「市長、他の任命権者及び他の職員等」にして、とにかく市役所内の人すべて不利益な取扱いをしてはなりませんとすればいいと思います。市側の立証責任もなくなり、通報する人も通報しやすくなると思います。</p>
片桐会長	<p>審査会の立場からすると、第9条第2項の推定規定がないとどう活動していくのだというのも分からなくなるので、制度を動かしていく過程では重要な規定なのかなと思います。第9条第1項でその他の職員も入れるというのは私もそう思います。</p>
事務局（米田）	<p>その他の職員まで広げるのは少しどうかなと思いますけど、入れておいた方がいいですか。</p>
横山委員	<p>特段の理由というのが一番分かりにくい所なんですけど、私は、特段の理由がない限りは削除して、不利益な取扱いは通報をした理由でなされたものと推定するとしてただし書きを入れて、公益通報以外に明らかな不利益な取扱いを受けるケースを除くとすればいいと思います。</p>
片桐会長	<p>横山さんのご指摘を入れるのであれば第1項に入れればいいのか。</p>



横山委員	そうですね。第1項ですね。
赤宗委員	その場合は、他の理由で処分するのを妨げるものではない、というのを入れるんでしょうね。
片桐会長	事務局案もそういう趣旨なんでしょうね。立証責任がどう転換していくんだという細かい話ではなくて、不利益処分といっても、ここでいう不利益処分でないこともあるんだよといったことを明示したいということなんですよ。
事務局（米田）	そのとおりです。単純にこの特段の理由がない限りを削除ということにしたらだめですか。
片桐会長	私もそれでいいと思いますが、事務局が想定していることとニュアンスが違ってくことはないですか。
事務局（米田）	特段の理由を外しても推定するなので、また推定しても決定にはならないということで立証責任はあくまでも市側に持ってきて、市側が立証できればいいという話であるならば、外しても全く問題ないところではあると思います。
片桐会長	分かりました。それではみなさん削除するでよろしいでしょうか。
各委員	はい。
片桐会長	次に加えて出ておりました第9条第1項に他の職員の文言を含めるかどうかですがいかがですか。
赤宗副会長	そこまで広く含めると、自分の部下も入りますよね。そんな規定は少し広すぎないですか。
片桐会長	ただ、ここに解説の中でもあえて言及されているというのは、それも含めて保護してほしいということだろうと思います。
事務局（澤井）	通報者の情報は漏れることはないというのが建前ですので、こここのところに任命権者以外の職員が知るようなことに対する防止が書かれてあっても問題はないですか。
片桐会長	難しいところですね。
事務局（澤井）	片桐先生がおっしゃったところですのでごく分かる部分があって、任命権者が辞令と

	<p>いう形で不利益処分をする場合の他に例えば、重要な職務から外してしまうとか、今迄入っていた会議に参加させないという辞令を発しない不利益取扱いはあるかなと思います。私個人としては、その他の職員というのは入れたいのですが、規定上どうなのかなと思います。</p>
宗田委員	<p>理論上は入れられないと思います。ただ、事実として他の職員も知ってしまって、村八分状態になる可能性があったら、公益通報がしにくくなるので、そこを保護するためにも、入れたらという議論なんですけど、理論上は入れたらおかしくなると思います。</p>
事務局（澤井）	<p>多分そういうことが想定できて情報がばれないようにするんですけど、どうやらというその辺が推定されてしまうかもしれません。案件によったら、この係しかないというのが分かりますので。</p>
宗田委員	<p>公益通報って一人でするんでしょうけど、友達に相談するというケースもあると思うんです。その友達からばれてしまったということから広がるケースもあると思うんです。</p>
事務局（米田）	<p>それも含めて任命権者からは是正勧告できるということであるならば、ここはこのままにしておいてもいいのかなと思います。</p>
片桐会長	<p>任命権者に相談をして、止めさせてほしいというふうに申立てをしなさいということもできますよね。</p>
事務局（米田）	<p>できます。なので、このままの方が流れとしては、すっきりいくと思います。</p>
片桐会長	<p>では、第1項に関しては、入れない方向でよろしいでしょうか。</p>
事務局（米田）	<p>入れないけど、辞令のない行為、職員が行う不利益取扱いの是正申立てもでき、任命権者を通して是正勧告することも可能です。</p>
片桐会長	<p>では、入れないでいきましょう。それでは、第10条、第11条第7条を事務局の方からご説明よろしくをお願いします。</p>
吉井	<p>はい、分かりました。それでは、まず10条から始めさせていただきます。</p> <div data-bbox="391 1832 1428 2069" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(通報に係る審査会の職務)</p> <p>第10条 審査会は、委員に通報の受付及びその調査を行わせることができる。</p> <p>2 通報受付者及び審査会の委員は、通報を受けたときは、速やかに審査会に通知するものとする。</p> <p>3 審査会は、前項の通知を受けたときは、当該通報の内容について速やかに必</p> </div>

要な調査及び審査を行うものとする。

4 審査会は、審査の結果、当該通報どおりの事実があると認めるときは是正措置等についての意見を付して、該当する事実がないと認めるとき又は調査を尽くしても当該事実の存否が明らかにならないときはその旨を、市長等に報告するものとする。

5 審査会は、審査の結果を通報者に通知しなければならない。ただし、匿名の通報者又は通知を希望しない通報者に対しては、この限りでない。

6 審査会は、市長等が正当な理由なく次条第1項の措置を執らないときは、これを公表することができる。

7 前条第2項の是正の申立ての調査及び審査については、第1項から前項までの規定を準用する。

#### 【趣旨】

この条は、審査会の公益通報に係る具体的任務として、職員等から公益通報を受けたときの調査及びその結果の市長等への報告、是正措置が執られなかった場合の公表について規定している。

#### 【解説】

##### ＜第2項及び第3項関係＞

通報を受けた通報受付け者及び審査会の委員は、審査会に通知し、審査会がこれを受付けし、調査が必要であると判断したときは速やかに調査を実施する。調査に当たっては、公益通報の対象となっている者に対して意見陳述の機会を与えるなど、慎重に行うことが求められる。審査会は、各委員の調査に基づいて速やかに審査を行う。ただし、不正な目的でなされた通報や明らかに違法、不当でない行政行為についての通報、通報者に説明を求めても内容が特定できないような通報については、受け付けないことができる。（規則（案）第6条第3項で規定する予定）

##### ＜第4項関係＞

審査会は、審査の結果を市長等に報告する際には、違法行為等の存在又は不存在を認定した理由を明らかにし、併せて市長等が行うべき措置、すなわち公益通報に係る違法行為の停止、違法な状態の回復及び再発防止のために必要な措置について意見を付するものとする。

##### ＜第5項関係＞

審査会は、審査結果については通報者に対しても通知するが、匿名の通報であった場合や通報者が通知を希望しない場合は、当該通知をしない。

##### ＜第6項関係＞

市長等が、正当な理由なく違法な状態の回復及び再発防止のための必要な措置等を行わないときは、審査会はその旨を公表することができる。公表の手段としては、審査会による記者発表等が考えられるが、具体的な手段は審査会が選択する。

##### ＜第7項関係＞

正当な公益通報をした者から、不利益な取扱いを受けたとの通報があった場合

は、その取扱いをした者に対する原状回復など改善のための意見を付して市長等に報告することができる。また、是正措置が執られないときは、審査会はその旨を公表することができる。

(公益通報の受付等)

第6条 通報受付者及び審査会の委員は、通報を受け付けたときはその旨を、受け付けないときはその旨及び理由を、当該通報をした者（以下「通報者」という。）に対し、遅滞なく通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、匿名の通報者又は同項の通知を希望しない通報者に対しては、同項の通知は、行わない。

3 通報受付者及び審査会の委員は、通報に係る事実が次の各号のいずれかに該当するときは、当該通報者に対して理由を説明し、当該通報を受け付けないことができる。

(1) 他人に損害を与える目的その他不正な目的であることが明らかな場合

(2) 違法でないこと又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与えるものでないことが明らかな場合

(3) 通報者に通報の内容について説明を求めても、当該通報に係る行為を行った者又は当該行為の内容を把握できず、調査ができない場合

(大和高田市政における公正な職務の執行の確保に関する条例（仮称）施行規則案)

(通報に係る措置等)

第11条 市長等は、前条第4項の審査会の報告（前条第7項で準用する場合を含む。）を受けた場合は、速やかに審査の結果に基づいて必要な事実の確認を行うとともに審査会の意見を尊重し、違法行為等を是正し再発を防止するために必要な措置を講じるものとし、市長は、その概要を公表するものとする。

2 市長等は、前項に規定する場合のほか、通報者が通報をしたことにより不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めるときは、速やかに改善又は防止のために必要な措置を講じるものとする。

3 市長等は、通報に係る事実がないことが判明した場合等で関係者の名誉が害されたと認めるときは、事実関係の公表等関係者の名誉を回復するため適切な措置を講じるものとする。

#### 【趣旨】

この条は、審査会から公益通報に係る報告を受けた市長等が執るべき措置について規定している。

#### 【解説】

##### <第1項関係>

報告を受けた市長等は、公益通報の調査結果に係る審査会の意見を尊重し、違法行為等の停止又は適法な状態への回復措置を執る。また、市長はその概要を公表する義務を負う。この場合、市長等は、審査会が既に通報に係る関係者から意見を聴いて確認が行われている場合を除いては、通報に係る関係者に意見陳述の機会を与えるなど、慎重な事実確認を行うものとする。

##### <第2項関係>

通報者の保護は、公益通報制度の信頼性の根幹をなす重要な点であるため、不利益取扱いに対しては、審査会からの報告、意見がなくても、他の任命権者だけでなく市長も状況に応じて必要な措置を講じるものとしている。

### <第3項関係>

通報に係る事実の公表は、審査会による調査、市長等による事実確認等、慎重な手続を経た上で行われるが、万が一公表された事実には誤りがあり、通報に係る関係者等の名誉が害されたと認められるときは、市長等は適切な措置を講じて関係者等の名誉回復を図るものとする。

#### (公正職務審査会)

第7条 公益通報（以下「通報」という。）及び特定要求行為に関する調査、審査等を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、大和高田市公正職務審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員3人で組織する。

3 委員は、法令に関し専門的知識を有する者及び学識経験者の中から市長が委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、解嘱することができる。

8 委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解嘱されることがない。

9 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、調査及び審査をすることができない。

10 審査会の会議は、委員全員の出席をもって開催するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

11 審査会の会議は、非公開とする。ただし、審査会が必要と認める場合には、公開することができる。

#### 【趣旨】

この条は、外部委員による公正職務審査会の設置及びその委員構成、身分、守秘義務などについて規定している。

#### 【解説】

### <第1項関係>

公正職務審査会（以下「審査会」という。）は、この条例に基づく公益通報及び特定要求行為の報告に関して、調査、審査等を実施し、その結果に基づいて市長に意見を述べるなど重要な任務を有しており、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関ではあるが、一定の独立性を有した立場で任務を遂行する。

	<p>&lt;第2項関係&gt;  審査の公平性を保つため、また、公益通報の場合の通報の便宜を図るため、委員は3名とする。</p> <p>&lt;第3項関係&gt;  審査会には、公益通報や特定要求行為の審査の際に違法性や不当性の判断が要求され、また、守秘情報等を取り扱うため、委員には人格が高潔で社会的信望があり、法令に関し専門的知識を有する者として、大学教授、弁護士、司法書士、行政書士等の学識経験者の中から市長が委嘱する。</p> <p>&lt;第6項関係&gt;  審査会が取り扱う具体的事案については、個人のプライバシーに関する事など秘密の保持を要する場合が少なくないため、委員には、在任中はもとより、退任後についても秘密保持の義務を定めている。</p> <p>&lt;第7項及び第8項&gt;  審査会の独立性を維持するため、委員が正当な理由なく解嘱されることがないように、どのような場合に解嘱されるかをあらかじめ規定している。</p> <p>&lt;第9項関係&gt;  委員自らが利害関係を有する事案については、調査、審査等ができないことを規定している。</p> <p>&lt;第10項関係&gt;  審査会の会議は、原則として委員全員の出席をもって成立するものとし、本項ただし書にいう「やむを得ない事情」には、前項の委員自らが利害関係を有する場合が含まれる。</p> <p>&lt;第11項関係&gt;  審査会が取り扱う具体的事案については、公益通報者の保護に影響する情報や、個人のプライバシーに関する事など秘密の保持を要する場合が少なくないため、原則として非公開とする。ただし、通報された者が意見陳述を公開で行うことを希望する場合等、審査会が必要と認めた場合は、公開することができる。</p> <p>片桐会長  はい、ありがとうございます。第7条第1項なんですけど、特定要求行為なんですか。不当要求行為ですよ。</p> <p>事務局（米田）  不当要求行為を確定するのは審査会という形をとりましたので、一旦特定要求行為の広い方で、調査や審査をして審査会に上がってくる状態では、不当か特定か分からないものも含まれておりますので、ここの文言では、特定要求行為という広い方を入れていきます。</p> <p>杵田委員  第10条第7項で準用するということですが、効果という意味では変わらないんですけど、大事なところですので、準用するより条文に明記して、職員に安心感を持ってもらえる工夫をした方がいいのではないですか。</p>
--	---

事務局（米田）	同じ文言が並びますので、条文はできるだけ短くすっきりした方がよいと思います。もちろん職員に周知するときは、こちらもしっかり説明はします。
片桐会長	職員さんの方からはどうですか。別立ての条文があった方がいいですか。
村上委員	私はこのままでいいと思います。
志野委員	どちらでもいいと思いますけど、別立てで上げたら表題部が出てきますので大きく感じるというのはおっしゃるとおりんですが、どちらでもいいかなと思います。
片桐会長	分かりました。職員の皆さまからすると、どちらでもいいようなので原文のままで行きましょうか。
秋田委員	それから審査会としての公表をするというのは、第10条第6項で市長等が正当な理由なく再発防止等の概要を公表する措置を執らないときに限られ、何か審査会の手足が縛られているようにも思うんですが、私は、場合によっては、審査会が必要と認めるときは、市長に報告して市長が公表するのを除いて、市長の判断ではなしに、直接審査会の判断で公表ができるにした方がいいのではないかなと思うのです。
片桐会長	市長への報告は、審査会から市長に報告がなされた段階で公表になるのですか。市長への報告はクローズの状態でも市長に渡されるのか、趣旨なり概要なりは少なくともオープンになるのですか。
事務局（米田）	それも含めて審査会は、市長に対してこのように公表しなさいとできるという形です。是正措置をした場合は、市長は、こんな違法な行為が行われていたということを経験的には公表すると考えています。
片桐会長	秋田さんのご指摘は、市長が何かをするのを待つまでもなく審査会独自の判断で公表すべきだとのご指摘だと思うんですけど。
事務局（米田）	審査会の判断で市長よりも先に公表できるということですね。
片桐会長	ただ審査会がそこまでの権限を持てるかということ、難しいところもあると思いますけどね。
秋田委員	政策的なことについては、3名の審査会の委員で審査するのは無理があると思うのですが、単純に職員が悪いことをした、しかし、なかなか公表に時間がかかっているというときに審査会が先に公表した方がいいのではないですか。
片桐会長	その場合、不当に放置されている間に第6項の出番があって、そこで審査会とし

	<p>ては公表するという仕組みになってはいるんですけど、それ以外に公表すべき場合があるということですか。</p>
<p>杣田委員</p>	<p>こんな事態が起こっておるといときは、早く審査会独自で公表してもいいのかなと思います。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>いかがですかね。公表するタイミングで今の条文では、市長が全部一見落ち着いてからでないと原則として公表にならないその間ブラックボックスになってしまうというのが杣田さんの指摘だと思います。</p>
<p>事務局（米田）</p>	<p>やはり市長の判断を待って、その後の対応を審査会が判断するのほうがいいかなとは思うんですけど。</p>
<p>杣田委員</p>	<p>事実関係だけであれば、審査会がこういう処分をなささいということではないので問題ないと思うんですけど。</p>
<p>事務局（米田）</p>	<p>流れとしてまずは、市長に発表していただいて、その後、市長がしない場合があったら審査会が公表できることの方がいいと思っているんですが。</p>
<p>赤宗副会長</p>	<p>通報があつて、3人の審査会が工夫して調べても、なかなか白黒はっきりした結論を出すのは難しいという案件もあると思うんですよね。しかし、早く判断して審査会が公表しなければならないとなれば、審査会の委員の立場からすると勇気も要りますし、現実的ではないと思います。なので、そこは市長さんを信頼して、まずは調べていただいて、選挙で選ばれた市民を代表する方が、先に是正公表という仕組みの方がいいと思います。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>情報を公開するのは、かなり大きなインパクトがあつて、例えば審査会の中に反市長派という方がいて政治的に悪用されるとも限らないですし、無用な混乱を招くおそれもあるので、そういう意味でバランスをどの辺で取るかというのは、重要だと思います。</p>
<p>片桐会長</p>	<p>他に意見がある方はいますか。多田さんはどうですか。</p>
<p>多田委員</p>	<p>ちょっと話がそれるんですが、他の市では審査会の構成メンバーが副市長とか教育長という内部の人がなっているところもありますが、大和高田市では、外部の中立の方を選ぶとなっています。それはどのような理由からですか。</p>
<p>事務局（米田）</p>	<p>内部の事を内部に通報したのでは、内部の人間ですと揉み消される可能性もありえると思いますので、審査会の構成メンバーは外部の有識者にしています。</p>



多田委員	法律の専門家ですと、法律に合っているか合っていないかだけで判断してしまうとなると、それでうまくいけばいいですが、法律自体が今の社会に合っていないこともあっていろんな問題も発生していますから。
片桐会長	もちろん公正職務審査会の活動自体も市民の皆さんから定期的にチェックをしていただかなければいけないと思います。そういう中で活動していくという前提で考えると事柄の性質上、法律の専門家に入っていただくのも一つの選択肢かなと思います。
横山委員	公益通報については、審査会で審査するというのもありますが、できる限り市の内部で判断していただいて、審査会はあくまでもアドバイザー的な立場であるべきだと思います。本来は、まず市長が是正公表を判断して、市長の判断がどうしても審査会から見ておかしければ審査会が公表するというところで、現案で良いと思います。
片桐会長	時間も来ましたので、第7条第10条第11条はこのまま確定ということでよろしいですか。
宗田委員	第11条第3項なんですけど、「市長等は、通報に係る事実がないことが判明した場合等」の等は何が含まれていますか。
事務局（澤井）	調査したけれども、そのような事実が認められなかった、そのような事実がなかった場合です。
宗田委員	私が何を言いたいかというと、第10条第4項で、調査を尽くしても当該事実の存否が明らかにならなかったときで、この場合であっても「等」がその場合も含んで、調査を尽くしたけれど存否が明らかにならなくて、なおかつ名誉棄損している場合には、名誉回復の適切な措置を執らなければならないと読めてしまうとそれはいきすぎかなと思います。「等」を削った方がいいと思います。つまりおおよそ黒なんだけど証拠が見つかりませんでした、だけど本人は名誉を傷つけられたと主張されたとき、その名誉を回復する措置を執らなければなりませんので。
事務局（米田）	通報どおりの事実が証明できず、名誉を傷付けた場合、ほとんど黒なんだけど疑わしきは罰せずの場合名誉を回復してあげるのはいきすぎなようになりますかね。
宗田委員	「等」を除くか、「市長等に報告するものとする」の「もの」を「できる」に変えた方がいいと思います。白黒つけられないケースもあると思いますので。
片桐会長	私はこれでいいと思います。名誉を害されたというのをどう考えるかです。限りなく黒なのだからというのは、名誉を害してるわけではないと考えることもできます

	<p>よね。真実だということが、真実でないことが明らかになって、公に広まればそれは名誉を害していることになるので、回復する措置を執らなければならないと思います。そうすると、「等」がどこまであるんだということはありませんけど、解釈の余地が残っているという意味ではこれでもいいのかなと思います。唯一気になるのは第11条第3項関係の説明では関係者等の名誉が害されたになっていて、条文は関係者の名誉が害されたになっていて通報に係る事実がないことが判明した場合等で、名誉回復のための措置が必要な場合の方に含みがあって、誰にいったい名誉を回復するんだという方には含みがない。要するにこういうことが判明した場合で、まったく関係のない人がとぼっちを受けて被害を受けたときどう救済するかというのが念頭にあってそのための含みがこの「等」で示されているんだと言われるのであれば、宗田先生がご指摘のように、回復が必要な場合をもう少し狭め、範囲をもう少し広げるということであるならば、第3項の書き方は、解説の書き方に習うべきだと思います。救済の必要性が高いのは解説の方だと思います。</p>
赤宗副会長	この条文のままでいいとは思いますがね。
片桐会長	宗田先生どうですか。
宗田委員	迷っておりますので結論が出ておりません。
片桐会長	<p>名誉回復の措置というのは市民の皆さんからすると非常に重要な所です。通報が行われて新聞報道にも出ている。でも見てみたら全然そうではない、その結果違法な事をやっているという業者も風評でつぶれて、そこと取引してる人達もグルだと思われてしまう。そのときこのとぼっちをどうするんだということになると思うんですね。それが関係者で含みつくせないのではないかという議論が出るというのが事務局も感じ取っていて、わざわざ解説で説明していただいていると思います。</p>
事務局（米田）	それも含めて条文の関係者で言えないですかね。
片桐会長	それは言えると思います。
事務局（米田）	解説には「等」を入れてあるんですけれども、条文の「関係者」には広く関係者と解釈していただきたいのですが。
片桐会長	通報に係る事実がないことが判明した場合というのを限らなくてもよいというのはどうですか。
事務局（米田）	それは限らないで広く解釈の余地を残しておきたいです。最終的な判断は、「市長が認めるとき」のところで判断するで進めたいと思います。

片桐会長	分かりました。それではこのままでいしましょう。他に何かご意見はありませんか。ないようでしたらこれで終わりたいと思います。これで第11条まで終わりました。次回は8月29日になります。 大変長い時間ご苦労様でした。
------	--